

危機管理について

I 危機管理とは

事件や事故の発生に伴い生じる被害を軽減し、組織の維持を図るための経営手法であり、「予防的対応」と「実際の事件・事故への対応」とに分けて考えることができる。

II 危機管理の目的

- 1 生徒の生命を守ることで、生徒と教師・保護者と教師との信頼関係をつなぎ止め、維持する。
- 2 日常では予測のつかない異常な状態・心理が組織内に発生した場合、これを收拾し組織の全体を冷静な状態に近づける。[学校に対する社会的信用や信頼の維持・回復]

III 危機管理のプロセスと対応内容

1 起こりうる危機の予知

社会の変化に伴い危機内容も変化している。現状を踏まえるとともに先を見通し、一般的な危機をはじめ起こりうる危機を予測し、予防に万全を尽くす。

2 生じた危機の認識

確認・調査・測定し、いかなる問題として認識し定義するか、事態を悪化させている原因は何かを明確にする。

3 危機の処理

被害を最小限にし、いかに生徒の安全確保や組織の維持を図るか、的確に処理する。

4 危機処理の終結の明確化

危機が去り組織運営を正常に戻す。危機発生の根本的原因を追求するとともに、克服・再発防止のための方策を立てる。

IV 危機管理の基本的事項（共通理解事項）

1 危機管理の視点

(1) 事件・事故の予防

- ① 普段からの心がけ（何かが起こるという危機意識が大切）
- ② 予測できる場合とできない場合がある。
⇒ 予測できたのに、予防的措置を講じなかった場合（安全配慮の義務違反）
- ③ 手立て
機能的な組織の編成、指揮命令系統の明確化（校長不在も含める）、施設・設備の点検、予兆の把握、情報の収集、他校事例の活用、自然災害への対応等
- ④ 危機管理のための教職員組織編成の留意点
・的確な情報処理システムの確立（あらゆる情報が校長のもとに集まる体制の確立）
・指示命令系統の確立（危機の種類別に確立）
・関係機関との連携システムの確立

(2) 事件・事故発生の場合の対応

- ① 初期対応を重視する。
- ② 沈着冷静に段取りを考える。
- ③ 事態を的確に把握する。⇒ 正確に情報を収集して対応
・保護者への対応 ・教育委員会・マスコミへの対応
- ④ 教育委員会等関係機関へ第1報を入れ、その後マスコミに対応する。
⇒ 窓口（教頭）の一本化を図り、正式な見解を取りまとめる。

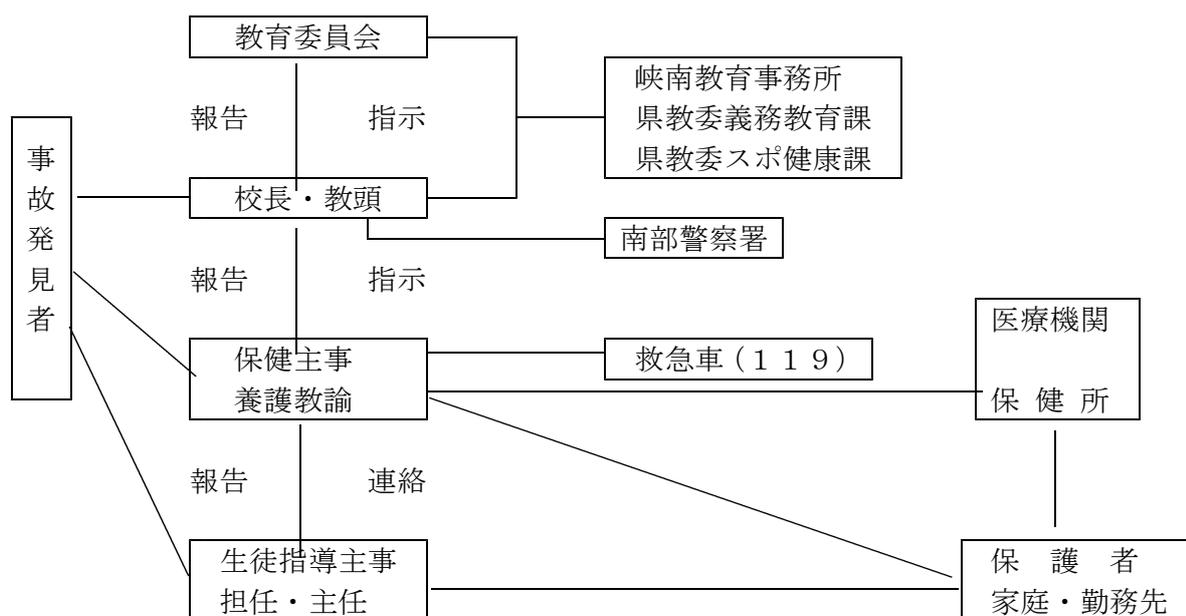
【マスコミへの対応】

- ・どの程度情報を提供するか、提供できることとできないことがある。
- ・言えることは隠さず正確に、嘘をつかない。（想像・予断に基く発言をしない）
- ・不用意な発言をしない。尋ねられないことまでは応答しない。（誘導尋問に注意）

緊急時連絡系統

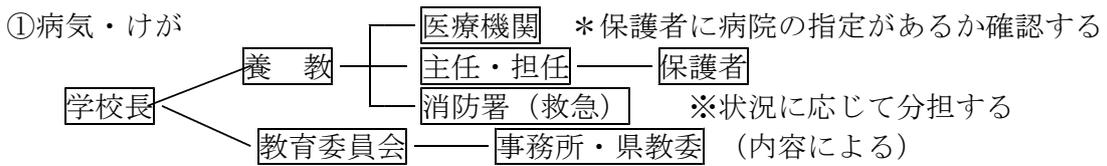
緊急連絡先	
峡南消防本部南分署署	6 6 - 2 1 1 9 (救急の場合119番峡南消防本部へ直接)
南部警察署	6 4 - 0 1 1 0 緊急110
南部町教育委員会	6 4 - 4 8 4 2
峡南教育事務所	0 5 5 6 - 2 2 - 8 1 4 3
県教委義務教育課	0 5 5 - 2 2 3 - 1 7 5 7
	管理主事 (教職員の場合)
	0 5 5 - 2 2 3 - 1 7 6 4
	指導主事 (生徒の場合)
南部医療センター	6 4 - 3 1 1 7
身延山病院	6 2 - 1 0 6 1
南部歯科医院	6 4 - 4 7 7 1
峡南教育会館	0 5 5 6 - 2 2 - 1 5 0 0

緊急時の連絡網

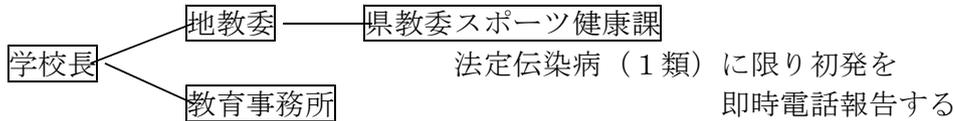


緊急連絡要点	
① 学校名	南町立南部中学校
② 学校住所	南部町南部8746番地
③ 電話番号	0556-64-2119
④ 連絡者名	職・氏名(〇〇 〇〇 〇〇)
⑤ 概要	簡潔に・・・(いつ・どこで・だれが・なにを・どうした等)

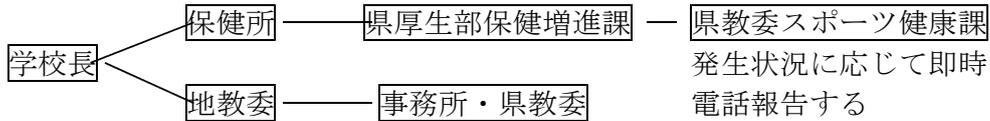
その1 急病人発生



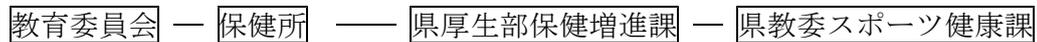
② 伝染病（インフルエンザを除く）



③ インフルエンザ（集団発生）

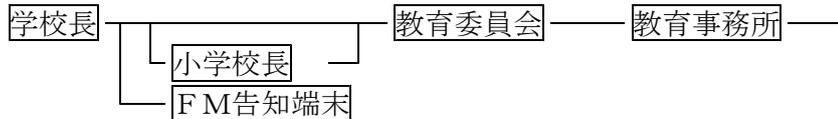


④ インフルエンザ（個人発生）



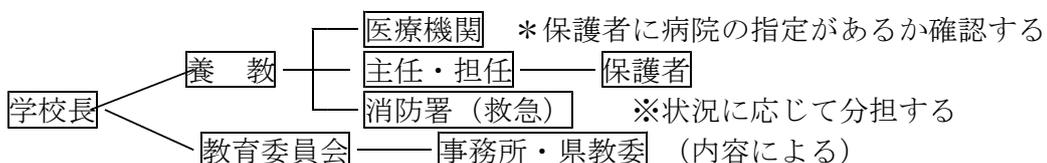
その2 自然災害発生（雪、台風、大雨、交通遮断）

※事前に予想できることについては対応（協議）しておく

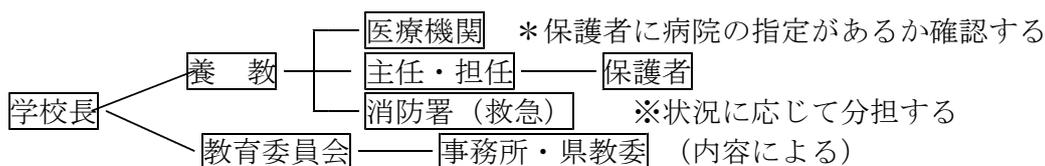


- 1 「臨時休業」「自宅待機」及び「緊急下校」は校長が最終判断する。
(地教委、町内各校との連携)
- 2 FM告知端末，安心メールで各保護者に連絡する。
- 3 緊急下校は集団で，必要に応じて教職員が引率する。(各分館まで)
引率しなかった場合は，帰宅の確認をする。
※下校が危険な場合や家庭に大人がいない場合などは，保護者が迎えに来るまで学校に留め置く。→ 学級担任が家庭連絡をとおり集団下校、学校待機など個に合わせた対応を把握しておく
- 4 校舎等の点検をし，被害の有無を校長が教育委員会に報告する。
(交通遮断等で管理職が点検できない場合は，代わりの職員が行う)

その3 校内事故発生（実技，実験，実習，行事など）

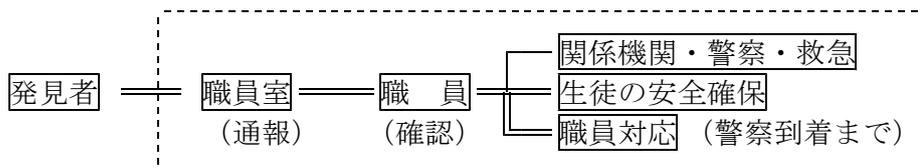


その4 校外事故発生（交通事故，自損事故，誘拐，校外学習）



- 1 負傷者の救急
 - ① 発見者または情報入手職員は，校長・養護教諭・担任に連絡。
 - ② 必要に応じて救急車を呼ぶように指示，救急車が来るまで救命行為をする。
- 2 保護者（病院の指定の有無の確認）及び警察への連絡をする。
- 3 事情調査と記録（校長の指示で教頭が行う。）
（原則として、時間を追って記録する方法をとる一用紙あり）
- 4 校長は，対策委員会を組織して，事態の推移に合わせ，見通しを立てて対応する
（事故対策委員；校長，教頭，教務主任，関係教職員から構成する）
（渉外；マスコミ，警察，町教委，日本スポーツ振興センター・・・など）

その5 不審者発生



- 1 ☆通常の場合（関係者以外の学校の立ち入り）
発見者及び情報入手職員は職員室に連絡し，できるだけ多くの職員で不審者の有無を確認する。→ 声かけ等により不審者、変質者としての確認（訪問用件、訪問場所、氏名、危険物所持等の確認）
- 2 不審者と認識した場合は退去を求める。退去した場合 → 全職員に状況説明、町教委連絡、逃走の場合はオフトーク放送、南部署等関係諸機関に連絡し、下校時の安全対策を図る。
- 3 退去しない場合は別室に案内し隔離する。（危害を加えるおそれがない場合）
- 4 不審者が危害を加える恐れがあると認識した場合は，全校に警報を流す。
① 緊急時には，緊急連絡システムを利用して学校内外に非常事態を知らせる。
（リングを引くか報知器のボタンを押す。）

※職員室で現場確認・認識の後、校内放送で職員に連絡する
放送文；「ただ今、〇年〇組で非常事態発生・不審者侵入」3度繰り返す
※侵入者の移動阻止（教職員の役割分担と連携）

放送文；「生徒は、直ちに校庭に避難しなさい。」
侵入場所により 北側職員駐車場とする場合もある

② 校長の判断で、警察署、消防署及び教育委員会に連絡・支援要請をする。

110番 119番 (64-4842)

警察署へ：「南部中学校です。凶器を持った不審者が、校舎〇階〇年に乱入いたしました。大至急出動願います。」

消防署へ：「南部中学校です。救急です。刃物を持った不審者が乱入し、負傷者が出ています。救急車の出動を願います。」

- 5 学級担任は生徒の安全確保のため、教室または緊急避難先に生徒を集める。
(教室が危険な場合は、臨機応変に避難誘導する。避難先指示があればそこまでの経路も考慮する。)
- 6 危機対応職員（男性職員全員）は、現場に急行し、不審者に退去を促し、警察官が来るまで安全確保をする。
放送文；「男性職員は至急〇〇へ集まれ。」
*危機対応職員が抜けた学級は他の職員がカバーする。
- 7 負傷者有無の把握。
負傷者の救急：養教の判断で救急車を要請する。
救急隊の到着までの応急手当〈3段階チェック〉と心のケア着手
- 8 事後の対応や処置をする
〈情報の整理と提供、保護者への説明、教育再開準備、再発防止対策実施、被害生徒の心のケア、報告書作成・・・等〉

※ 緊急時における役割分担を明確にしておく。

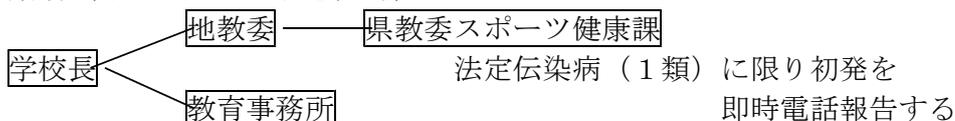
校長・教頭	：	指揮・指示者、警察・消防・関係機関への対応、教育委員会への報告 不審者への対応、被害生徒宅への訪問、PTA等の関係者への連絡
教務主任	：	緊急放送、避難先設置・確保、保護者への連絡
生徒指導主事	：	不審者への対応、避難誘導(現場指示)
学年主任・担任	：	避難誘導、安全確認、保護者への引き渡し、被害生徒宅訪問
養護教諭	：	応急処置、救急車への同乗、医療機関との連絡調整
事務職員	：	電話対応、各関係機関への連絡

その6 問題行動発生（いじめ，不登校，暴力，違法行為）

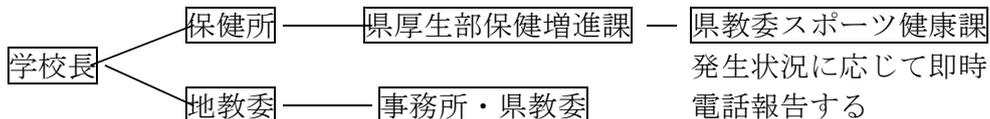
- 1 情報入手者はすぐに校長（教頭）に報告する。
- 2 校長は必要に応じて、〇〇〇対策委員会を組織して、事実調査を行う。
- 3 調査結果から、必要に応じて町教委，警察，保護者等との連携を図りながら，学校としての対応を決める。

その7 伝染病の流行

①伝染病（インフルエンザを除く）



②インフルエンザ（集団発生）



③インフルエンザ（個人発生）



- 1 養教は、日頃より児童の健康状態を把握し、インフルエンザなどの流行の兆しがあった時は、予防措置を執ると共に、直ちに校長に報告する。
- 2 校長は医師の診断書などをもとにして、状況を把握し、必要に応じて授業カットや休業などの措置を執り、関係諸機関に報告する。

その8 火事・地震発生（消防・地震防災応急計画により対応する。）

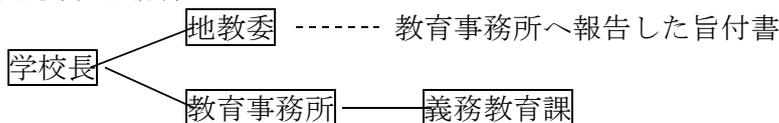
- 1 緊急避難（地震は1次及び2次避難）し、安全確保する。7頁参照

報告を要する事項等の連絡ルート

①一般的なルート（てん末書等を含む）



②急を要する場合



③緊急な事態



口頭報告受理用紙(児童生徒用)

回 覧	課長	総括補佐	主幹	課員
-----	----	------	----	----

受理日時	平成 年 月 日() 時 分
取扱者	職 名 氏名 印
報告者	所属名 職名 氏名
第一報告者	所属名 職名 氏名
【受 理 内 容】	
1 該当児童生徒の学校名	
2 児童生徒の氏名・性別	
3 保護者氏名・続柄 住所・勤務先	
4 相手方氏名 住所	
5 発生日時	
6 発生場所	
7 事件・事故の状況	
8 傷害(被害)の程度	
9 学校の対応状況	
10 その他(警察やマスコミの対応等)	

大地震発生時(東海地震情報発令)の学校の対応

南部町立南部中学校

	登校中 下校中	学校にいるとき		
		授業中	休み時間	放課後
生徒	<p>◎大きな塀や屋根の下からはなれる。</p> <p>◎倒れた電柱や電線に近づかない。</p> <p>◎崩れやすい山はだや崖からはなれる。</p> <p>◎揺れがすんだら、家か学校か、近い方へ行く。状況に応じては指定避難場所に待機する。</p>	<p>◎机の下に身をかがめて、先生の指示をまつ。</p> <p>◎先生の指示にしたがう。</p>	<p>◎校庭にいる生徒は校庭中央に集まる。</p> <p>◎校舎内の生徒は、教室などの机の下に身をかがめる。机の脚をおさえ揺れがおさまるのを待つ。</p> <p>◎揺れがすんだら、先生の指示にしたがう</p> <p>◎廊下や階段中央で伏せ落下物から身を守る。</p> <p>◎体育館窓ガラスの破損や落下物をさけ、揺れがおさまるのを待つ。</p> <p>◎トイレ落下物に注意し、その場で揺れがおさまるのを待つ。</p> <p>●揺れがすんだら、校庭に避難し安全を確かめる。</p>	<p>◎校庭にいる生徒は校庭中央に集まる。</p> <p>◎校舎内の生徒は、教室などの机の下に身をかがめる。</p> <p>◎揺れがすんだら、先生の指示にしたがう。</p>
教職員	<p>●出勤する。→</p> <p>①生徒の状況を把握する。</p> <p>②校長の指示のもと校務にあたる。</p> <p>※在宅・出張中も登校する。</p>	<p>●生徒を机の下にもぐらせ、指示をまつ。(被害状況の確認)</p> <p>●体育館落下物をさけ、南側扉に誘導</p> <p>◎登下校の通学路がどのような状況となっているか。→避難場所確認。保護者及びP支部長による危険箇所確認。</p>	<p>◎廊下や階段中央で伏せ落下物から身を守る。</p> <p>◎体育館窓ガラスの破損や落下物をさけ、揺れがおさまるのを待つ。</p> <p>◎トイレ落下物に注意し、その場で揺れがおさまるのを待つ。</p> <p>●揺れがすんだら、校庭に避難し安全を確かめる。</p>	<p>●残留生徒の人員、安全を確認する。</p> <p>●被害状況の確認</p> <p>◎体育館からの落下物を想定し避難→予震で南側扉または入口へ 頭上注意。</p> <p>◎校外学習時には生徒を掌握できる範囲内におく。→学校からの距離がある場合は必ず複数指導者で実施。</p>

☆在校中(教育活動中)、震度5以上の地震が発生した場合→保護者に直接引き渡しを行う。

この場合、予め保護者に周知しておく。

☆在校中(教育活動中)、臨時調査情報が発表された場合→直ちに教育活動を停止し帰宅させる。

○睦合・栄地区の生徒は、集団下校とする。

○電車通学の生徒については電車の運行状況を確認し、職員が内船駅まで引率する。

○富河・万沢地区の生徒は、SBで下校させる。

☆在宅時、臨時調査情報あるいは震度5以上の地震が発生した場合→臨時休業とする。

◎臨時調査情報発令及び震度5以上の地震が発生した場合→(不在)職員は直ちに出勤する。

◎指定避難先の確認(可能ならば避難した場合の連絡方法の確認も)

◎生徒の実態把握の方法→PTA 及び小学校・地域等と連携する中で支部担当職員が、居場所および状況を把握する。

◎地震発生後、学校に負託される役割については町防災計画による。→3日間は、職員で避難所を運営する。→体制の整備

☆学校の教育活動再開については、学校と教育委員会の協議によるが、早い再開を目指す。